

別表（第4条関係）

## 設置を避けるべきエリア

関係法令	エリア	理由
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	(区域の名称等) ①農用地区域 ②第1種農地又は採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。 ①農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地 ②以下のいずれかに該当するものをいう。 ・10ヘクタール以上の一团の農地又は採草放牧地 ・農業公共投資の対象となった農地又は採草地
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	①河川区域 ②河川保全区域 ③河川予定	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ①1号地 河川の流水が継続して存する土地。 2号地 河川管理施設の敷地である土地。 3号地 1号地と一体管理されるべき区域。 ②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地。

		③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止もしくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度 30 度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩落等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止

		するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生にわり地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
景観法	北海道全域	北海道の美しい景観形成のため、北海道では景観法に基づく届出制度を行っており、一定規模を超える建築物、工作物、開発行為について、新築・増改築等の行為を行う場合は事前の届出が必要。
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の有効的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に、重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれある。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区 自然景観保護地区	自然や景観に影響を及ぼすおそれがある行為が規制されている。
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るための措置として、公共用に

		使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある。
津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域	津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、慎重な検討が必要である。

※なお、各種の法政令、条例、ガイドライン等の改正により、追加や変更等をする場合がある。